

平成18年度 第5回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

ラッセホールB1F リリー

平成18年10月31日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

公共事業等審査会（第5回）会議録

1 開 会

2 平成18年度第5回公共事業等審査会

(1) 事務局からの報告事項

1) 前回審査会からの追加説明（共通）

司会

本日の審査会は、まず、今月12日に開催いたしました第4回の審査会におけるご質問について追加説明及び質疑を行いまして、その後、街路事業と優良建築物等整備事業の2件、合わせて3件の審査をお願いいたします。その後、継続事業のほ場整備事業と漁港漁村整備事業の2件について説明をいたしますので、質疑をお願いしたいと考えております。そして、最後に事後評価の報告を2件、街路事業と公園事業について行う予定にいたしております。

なお、今日は、前回の説明案件のうち海岸事業、河川事業、道路事業につきましては、担当課長が公務の都合により出席できませんので、次回に審査をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、追加説明に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

(配 付 資 料 確 認)

会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

では、事務局より、まず追加説明を受けたいと思います。

最初に、優良建築物等整備事業につきまして、事務局の方からお願いいたします。これは追加資料が出ているかと思えます。

2) 優良建築物等整備事業

事務局

追加資料を提出させていただいております。優良 - 1 から9ページまでございます。

それでは、優良建築物等整備事業につきましてご説明させていただきます。

前回の審査会で宿題となりました3点、1つは市街地再開発事業との比較を含めた優良建築物等整備事業の制度について、2つ目は優良建築物等整備事業の件数、補助総額の実績、3つ目には加古川駅周辺のまちづくり構想についてご説明させていただきます。

優良建築物等整備事業の制度を説明する前に、まず、市街地整備事業、特に市街地再開発事業等に対する県の支援の考え方をもう一度ご説明させていただきたいと思います。お手元の資料、優良 - 1 でございます。

市街地整備事業の目的といたしましては、老朽化した木造住宅が密集している市街地を安全で快適な環境に改善したり、良好な市街地事業の供給を促進したりすることとしております。このような密集した市街地では、個別に建築物を建て替えようとしても、敷地が未接道であったり、狭く不整形であるとか、建て替えが困難である、必要な床面積が確保できない、あるいは十分な屋外空間が確保できないために、日照や通風等、周辺に対しても影響が出たり、駐車場が確保できないなど、土地の適切な利用を図ることが難しい場合がございます。これらの問題はそのままの敷地の状況では改善することができませんので、目的のところに書かせていただいていますように、道路、公園などの公共施設の整備とあわせて、民間においても、細分化された宅地を統合するとともに、不燃化された共同建築物の整備により敷地の適切な利用や屋外空間の確保を図る、これらを一体的、総合的に行うというのが趣旨でございます。

県におきましては、このような市街地整備事業を行うにおいて、5つの視点を基本方針としているところでございます。1つは災害に対して安全な市街地の形成、2つ目には中心市街地におけるにぎわいと交流、3つ目には生活基盤施設や良質な住宅の供給、4つ目には高齢社会への対応と環境との共生、5つ目は住民主体のまちづくり、この5つの方針でもって進めようとしておりますが、このような市街地整備事業の代表的な事業名としましては、市街地再開発事業、土地区画整理事業、そして今回の優良建築物等整備事業も含まれております。

事業の目的は以上のとおりでございます。市街地整備事業に対する県の支援としましては、目的と同じような記述をしておりますが、細分化された宅地の統合、不燃化共同建築物の建築、あるいは公共施設の整備またはオープンスペースの確保のすべてを満たすものとし、特に公共施設の整備につきましては、都市計画で定められた施設の整備が一体的に行われる場合に支援を行おうという取り組みをしております。ですから、ただ単に民間の宅地内で行われるようなマンションや共同住宅の整備を支援するわけでは

ございません。

続きまして、市街地再開発事業と優良建築物等整備事業の違いでございます。優良 - 2 ページでございます。第一種の組合施行の場合を掲げております。

市街地再開発事業が都市計画決定される法定事業であるのに対して、優良建築物等整備事業は任意事業となります。根拠法令は、一方は都市再開発法、優良の方につきましては優良建築物等整備事業制度要綱でございます。制度の趣旨につきましては、市街地環境の整備・改善という意味では同じような趣旨でございます。施行者は、再開発事業は組合であるの対しまして、優良の方につきましては公社及び一般の民間事業者となっております。

事業手法の特色でございますが、市街地再開発事業は、権利変換方式によりまして、従前の権利を新たに建設されるビルに対する権利に移しかえます。施行者である組合は、地権者の3分2以上、施行地区内の宅地の総面積の3分の2以上の同意により、県の認可を得て組合設立ができます。一方、優良建築物等整備事業につきましては、施行者による全面買収方式になりますので、施行者があらかじめ土地及び建物を買収して、新たなビルの建設後に希望者に処分する方式となります。そのため、地権者の全員同意が必要であると言われております。

補助採択の基準でございますが、市街地再開発事業につきましては、施行区域が原則5,000㎡以上、優良建築物等整備事業は、それよりも規模が小さくておおむね1,000㎡以上となっております。

補助対象につきましては、市街地再開発事業と優良建築物等整備事業ともに、事業計画の作成、地盤調査、建築設計など調査設計の計画費、建築物の除却や整地に必要な土地整備費、共同施設整備費として、駐車施設や緑地などの空き地や供給処理施設の整備に係る費用が対象となっております。個人の専用部分については補助の対象にはなっておりません。補助の負担割合につきましては、ともに国が3分の1、県と市がそれぞれ6分の1でございます。

続きまして、優良 - 3 ページでございますが、補助の概要をお示ししております。補助金の流れにつきましては、中段のところを書いておりますように、県は補助対象額の6分の1を負担することになります。今回の加古川駅南西地区Cブロックにつきましては、下段にお示ししておりますとおり、総事業費は37億円でございますが、先ほどの共同施設整備等の補助対象になる事業費が8億5,000万円になりますので、県が負担する

額は1億4,150万円になっております。

次に、2点目の年間の優良建築物等整備事業の件数と補助金総額について、優良 - 4 ページにお示ししております。平成17年度の優良建築物等整備の全国の実績につきましては、資料では記載しておりませんが、優良建築物等整備事業の実施地区が約50地区、国費としては約50億1,000万円を支出していると国の方から聞いております。また、兵庫県における実施地区につきましては、6地区ございまして、継続地区が3地区と新規地区が3地区でございます。補助対象となる事業費総額は29億8,000万円、補助金総額は、国費が11億9,200万円、県、市がそれぞれ5億9,600万円という状況でございます。

最後に、加古川駅周辺のまちづくり構想につきまして、これまでの取り組みや経緯を前方スクリーンを使いましてご説明させていただきます。なお、お手元の資料には優良 - 5 ページ以降にお示ししております。

平成3年7月に加古川市におきまして、加古川駅南西地区整備構想が策定されました。対象地区は、前方スクリーンにお示ししております青の一点鎖線で囲まれた範囲でございます。加古川駅南西地区は、老朽化した木造住宅が密集し、防災面や都市計画道路の未整備が課題の地区でありましたが、加古川駅は東播磨地域の交流拠点として、鉄道高架事業あるいは駅周辺の関連街路整備事業によりまして駅前の基盤整備が進められる中で、駅南西地区におきましても、地元商店街、住民、行政が協議を重ねて、都心にふさわしい土地利用の方針を定めたところでございます。

今回、優良建築物等整備事業が実施される当地区は、飲食・娯楽機能ゾーンとして位置づけられ、都市計画道路篠原西線整備と一体となった個性的で界隈性のある街並み形成と区画道路、小広場を整備する方針が定められたところでございます。

さらに、平成11年3月には、加古川市中心市街地活性化基本計画が策定されました。対象範囲は、前方にお示ししているとおりでございます。策定に当たりましては、既存のアンケート調査を活用しまして、委員会が作成した案を地元や学識経験者などで構成する加古川市まちづくり協議会で審議して策定しております。

今回の地区につきましては、この中心市街地活性化基本計画で定めた加古川駅南西まちなか再生事業地区に含まれまして、地区環境の改善による商業再生や定住人口の増加を目的として、地元主導での事業を検討することとなっております。この計画を踏まえまして、地元で駅南西地区でまちなか再生を図るために、平成11年11月に篠原西地区周辺の地域住民でまちづくり勉強会が組織されたところでございます。そして、平成12

年度には、この勉強会に対する県からのまちづくりアドバイザーやコンサルタント派遣を受け、アンケート調査等を実施して、当地区の整備構想の策定を進めてきております。

さらに、平成14年3月に、加古川駅周辺地区に将来の都心にふさわしい都市機能を確保するため、市が加古川市都心再生プランを策定しました。対象範囲は、前方に示しているかなり広い範囲でございます。策定に当たりましては、これもアンケート調査を実施しておりまして、駅南地区などの周辺地区における土地利用についての住民の意向を把握した上で整備方針を定めたところです。加古川市都心再生プランにおいては、駅南地区における回遊性の確保と魅力ある集客拠点づくりを地区の整備方針としております。

駅南西地区におきましては、地元主体による住宅、商業等の複合建築物等の開発整備の促進、ヤマトヤシキとニッケパークタウン周辺を回遊できる歩行者空間の確保、区画3号線延伸による篠原西線との接続を行うこととしております。平成15年度には、地権者からの要望によりまして、まちづくり勉強会へ市からアドバイザー派遣を行い、平成16年度にはさらに市のまちづくりコンサルタントが派遣されました。その結果、平成16年度末に、駅南西地区につきましては、商業ゾーニング、まちづくりゾーニング等の基本構想案を策定しております。

地元におきましては、当該地区のAからCのブロックにつきましては、今後、意見のまとまった地区から順次整備していくこととしておりまして、あわせて、駅前広場と加古川別府港線を結ぶ都市計画道路篠原西線の拡幅用地を整備・確保することにより、歩行者に優しいにぎわいのある良好な空間を創出して回遊性を確保していくことをまちづくり協議会において決定し、市の方へ要望を行い、事業の実現に向けた取り組みをしようとしているところでございます。

なお、今回のCブロックにつきましては、赤色で示しておりますところが事業により確保しようとする道路拡幅用地でございます。

今回は、密集した市街地の改善とともに、地区の生活関連道路でございます都市計画道路篠原西線の用地を確保するという公共性を評価して、県の支援する市街地整備事業の目的にかなうものであると評価し、支援したいと考えております。

説明は以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの追加説明、あるいは前に聞き忘れたことでも結構でございますが、ご質問はございますか。

委員

ご説明ありがとうございました。この事業は、事業者が3分の1の負担で建設できるということで、うまくやれば非常に効果的に駅前周辺などの整備は進むのかなと思ってお聞きしたところです。

もう一点お聞きしていましたのは、これは全員合意が必要ということで、実際には負担の点で合意ができない方もおられるのではないかと想像されますが、その方々への融資とか、そういう制度が一緒になっていけば合意形成が進むのではないかとと思ひまして、そのあたりをお聞きしたかったということがございます。

それともう一点、先ほどのご説明で、優良-3のところちょっと聞き漏らしまして、わかりにくかったんですが、全体事業費の6分の1を負担するというので、それが8億5,000万円でしたでしょうか。

事務局

補助対象になりますのが調査設計の計画費と土地整備費と共同施設整備費でございますので、個人の専用部分に係る建築工事費については補助対象になっておりません。ですから、総事業費は37億円ですけれども、共同施設の整備に係る部分の6分の1が県の負担になるということでございます。総事業費37億円のうちの補助対象が8億5,000万円になります。その6分の1を県が負担するというスキームでございます。

それと、これは、市街地再開発事業と違ひまして、土地の所有権あるいは地上権すべてをディベロッパーが買い取ることになりますので、それに賛成していただく必要が生じてくるということでございます。

委員

今日、追加資料でご説明いただいて非常によくわかったので、ありがたかったなと思います。追加資料の優良-2のところは、きれいにまとめてくださっているので、わかりやすいです。それと、優良-1のところは市街地整備事業の県の方針がきちんと書いてあって、今後私どもが判断させていただくときにこういった点を考慮しながら考えればいいのだなということで、ありがたいなと思ったので、ここに關連して一つお尋ねしたいのですが、経緯をご紹介くださったときに、まちづくり協議会とか勉強会、加古川市まちづくり協議会は平成12年に発足して学識経験者等がお入りになっているということだったので、お名前までは結構ですけれども、どのような方が学識経験者としてお入りになっているのか。大学の研究者とか、そうでない方もあるでしょうし、協議会のメ

ンバーとなっておられる方はこの地域の方であろうと思いますが、その人数とか構成についてちょっとお教えいただけますか。

事務局

まちづくり協議会のメンバーでございますが、委員長が兵庫大学の教授、副委員長が加古川商業連盟の役員、委員には加古川商業連盟の役員3名、町内会長5名、商工会議所関係の方が2人、それから消費者協会、そのほか、吉備国際大学の教授、県の方から県民局、まちづくり懇談会加古川会場、兵庫大学の学生、市の助役といったメンバーで構成されております。

委員

ありがとうございます。この協議会の法的根拠というか、招集はどなたがかけられるのかというようなことについて教えていただきたいのが一点と、平成12年ですとちょっと以前ですので、県の長期ビジョン等との関連を考慮なさっているのか。あるいは、現在既に動いていると思うんですが、県立大学の先生もお入りになっているし、助役等もお入りになっていることからしますと、県の全体的な、今長期ビジョンを仮に出しましたが、その他の事業との連携がどのような形でとられているか、おわかりになる範囲でご紹介ください。

事務局

先ほど説明させていただきました中で、委員長は兵庫大学ですので、県立大学の先生は入っておられません。

それと、目的が加古川市の中心市街地活性化基本計画を策定することでございますので、基本的には加古川市が主体的にやっております、恐らく県民局としては、地元の中でどんなことをやっているのかということをお聞きするような立場に入っていると思います。

委員

県民局はお入りになっているんですか。

事務局

はい、県民局の次長が参加しております。

委員

これは今も動いているんですね。

事務局

今、見直しをかけているところです。中心市街地の活性化の基本計画ですので、これから見直しをかけて、来年度策定する予定だったと思います。

委員

いえ、まちづくり協議会自体が機能というか、審議をしているかという。というのは、住民による自主的なまちづくりという、本当に地元ニーズを反映するようなキーワードが市街地整備の基本方針に出ているので、となれば、その出先は恐らくまちづくり協議会かなと思って、ご参加されているメンバーの方を確認させていただき、なおかつ、まちのニーズというのは長期ビジョンなんかの会議のときにはどんどん出てきているわけで、恐らくあのような声がこの協議会に反映されているのだろうなと思って、そのあたりを実は確かめたいんです。今後の問題としても。

今、そうでないとすれば、この計画が仮に承認されてスタートした場合、それ以後の方がより大切になってきますから、現在まちづくり協議会に例えば商業関係とか地権者のような形で入ることができない方たちで、その地に住むとか、かかわりを持つ人間として、大学生が入っておられるというのはその突破口になるのかなと思ったんですが、自主的なまちづくりのプロセスがつかれるんじゃないかなと思いましたので、そこを確認したかったんです。

その確認の次第によっては、つまりこれをゴーするに当たって、ぜひまちづくり協議会を違ったコンセプトで充実していただく。それが県からお金が出ていく意義になっていくんじゃないかと思ったので、ぜひそこを教えていただきたいと思った次第です。

事務局

平成3年からやっておりまして、平成11年の段階でまちづくり勉強会ができたわけですが、非常に範囲が広い中からだんだん絞り込んできておりますので、その絞り込みのプロセスで見て、この地域についての意見がまとまってきているのかなと我々は考えているところです。ちょっとお答えにはなっておりませんが、まちづくり協議会の現在の状況についてはデータ的にはお持ちしておりませんので、必要でありましたら、改めてお送りさせていただきたいと思います。

委員

今もちろんお持ちでないし、細かいことをお尋ねしている部分もあるかもしれないんですが、手続を踏むことに関しては、ここに項目が上がってきているので、遺漏はない

と思うんです。ただ、それに中身が入るといときには、いわゆる地権者とか経済的な利害を持つ人でない、まちづくりという言葉にその意味がこもっていると思うんですが、何の権利もないけれども、ただその道を通って暮らすような人が何か言えるのか。具体的には、例えばすごく実際的な話ではぜひ保育所をつくってくれとか、福祉サービスの提供可能な事業者が1軒は入るようにしてくれとか、あるいは木を植えてくれとか、そんなまちづくりにかかわる地域のニーズに密着した声を上げるような人が入っているかということをお話していただきたかったわけです。ですから、次回でもまたご紹介いただければと思いますので、お願いします。

会長

大変ややこしい問題が出てくるんですが、優良 - 2 のところにありますように、市街地再開発は権利変換方式、優良建築物等整備事業は全面買収方式、逆に言いますと、優良の場合は地権者全員の同意が必要、再開発の場合は3分の2以上という形になります。これは、両方とも地権者として、利用者ではないわけですね。だから、日本の法律では地権というのは物すごく強いものでして、これに限らず、農地の場合でも、河川の場合でも、地権者というのはとにかく神様みたいなものという面がございます。その辺もご理解いただければと思います。

委員

今、会長が非常にうまくポイントを指摘していただきまして、私が申し上げたいのは、市街地整備事業に県がかかわる、基本方針に住民によるまちづくりというのが入っているのは、地権者以外の方が整備にかかわれるきっかけをつくってくださっているというふうに理解していますので、まちづくり協議会とかいう協議会というのがあると相当程度公の雰囲気は漂うんですが、実は住民の人たちがそこに入っても声が反映しにくいということがありますから、計画がゴーして、その後、マイナーチェンジに随分意見が出せるような体制があるかを教えていただきたかったということです。

事務局

住民主体の勉強会をやりながら、そこに第三者的な立場でアドバイザー派遣したり、コンサルタント派遣するというところで今進めているところですが、そういう中で勉強会をしてまちづくりを進めていただくということです。

委員

それでいいと思うんですが、昨今ですと、いろんな形で、インターネットも含めて、

そういう事業がありますよと。できてしまってから、こんなものができたんだということが概して多いんですが、逆にこういう計画が走り出したことを例えば市の広報で明らかにして、それにインターネットで意見やコメントが寄せられるような、そういう窓口をおつくりになることを、もう義務づけてもいい時期じゃないかと思うんです。窓口があるから、言ってきたことを全部やるというわけではなくて、それは取捨選択する。できること、できないことがあります。そういった窓をあけていただければ、ああ、そういう事業が進むのかと、そのときに、木の一本も植えてほしい、あるいは風向きを考えてほしいと。そういう一言が、実現できるかどうかは別としても、寄せられるよりどころをつくるように県がアドバイスしていただけると、とてもいいなと思います。既に勉強会をやっていると思うんですが、それは印象として、どちらかという閉じられたものではないかなという気がしますので、加古川市のホームページの片隅でいいと思うんですよ、こういった事業計画があって、そこに何かご意見のおありの方は。出しても、意見は一件もないかもしれませんが、一つの考え方でそんなこともあるのではないかと思います。意見です。

会長

今後、実際に事業を進めるに当たって、今の委員のご意見も参考にさせていただきたいと思えます。

委員

AとかBの地区も大分進行しているんですか。まだこれからですか。

事務局

これからでございます。

委員

同じような方式でやることにはなるわけですね。

事務局

はい。

委員

いずれにしても、これが全部整って初めて駅前整備ができることになるわけですね。もちろん総合的に見ていかなければならないのだろうけれども、全体計画は市の方できちっと把握しているんでしょうね。

事務局

今回の加古川駅南西地区の整備の目的は、もちろん老朽密集市街地を改善することもあるんですけども、都市計画道路篠原西線の整備というもう一つ大きな目標がございますので、今回の部分と同じようなスキームでAとBもやっていきたいというのが市の考え方でございます。

委員

そういう意味で、今のお話と関係するのかもしれませんが、例えば駐車場の駐車台数を何台ぐらいとらないといけないのかといったことがあるとして、そのときに、全体ではこのぐらいとって、C地区にはこのぐらい設置するんですよという基本的な方針みたいなものがあるはずですね。そういうものは当然公共が負担をするわけだから、C地区にはこれだけの駐車スペースは確保していかないとだめですよといった交渉はやっているわけでしょう。

だから、保育所を置くとか置かないとかというのが補助金を出すときの条件に入ってくるのか、その辺を調べておくといいのかもしれません。この住宅のための保育所をつくるのなら、ある程度わかるんだけど、ほかの方も入ってくる保育所をつくるということになると、いろんな議論が出てくるだろうと思うんです。いずれにしても、そういったパブリックの施設をどのようにこういうところに設置していくのかということは、まちづくりの中できちっと決めておく必要があるのではないかという気はしますね。

会長

特に公共施設、この場合は道路も入りますが、どのように位置づけていくかというのは非常に難しい問題で、しかもそれに地権者の全員合意がひっかかってくると、大変な仕事になると思いますね。

委員

お金を出す以上は、これだけのものは確保してほしいということは言っていないといけないでしょうね。

会長

やっぱり言うことは言って、いいまちをつくっていただかないといけないと思います。ほかにございませんか。 ないようでしたら、議案に入りたいと思います。

知事から、継続事業6件、新規事業2件について審査するよという依頼を受けております。そのうち、継続の4件、新規の2件につきまして、第4回の会議で説明を受

けたわけですが、先ほど説明がございましたように、海岸事業、河川事業、道路事業は、担当の方でほかの会議と重なって、本日担当者が出席しておりませんので、次の機会にまとめて審査したいと思います。残ります街路事業、今問題になりました優良建築物等整備事業の宝塚の高司と加古川駅前南西地区、合計3件につきましてご審議いただきたいと思います。

その前に、街路事業の園田西武庫線に関しまして、委員からご質問が出ていたそうですが、事務局の方、説明されますか。

委員

先ほどもお話がありまして、特にご説明の必要はないとお答えしたのですが、お聞きしたのは、審査会でちょっと質問させていただきましたトンネル案です。市街地の用地に非常にお金のかかる事業において、ロンドンでもテムズ川の下をトンネルで抜けるという道路事業が盛んに行われておりましたが、最近いろんなトンネル工法が進んできておりますので、比較的安価に早く推進できることになると、こういう危なかしい時世において、シェルター効果も市街地ではトンネルの中に取り入れられますし、ご検討いただければということをお願いした次第です。かなり高くつくんですけども、ごく部分的に必要なところをトンネル化することで工費も安くできるのではないかと思いますし、今後、そういう点でも市街地の道路整備に関してはご検討いただければと希望した次第です。そういう意味で質問させていただきました。

会長

調書にございますように、900mほどの園田西武庫線ですが、費用が174億円とずば抜けて高い。その点でご質問されたと思いますが、事務局でいろいろ調べていただいたら、やっぱり高い。ただ、たまたまきのう、本当に偶然に、今度できました新神戸の第2トンネルの費用と長さがわかりまして、あれは同じように約1kmなんですけど、512億円。だから、けた外れに向こうが高い。それから、地下鉄ですと、今年12月に開通いたします大阪市営の今里筋線が12.1kmで2,700億円。だから、それから考えると、この園田西武庫線は安いと言えば安い。高いと言えば高いし、これは何と比べるかということになりますが、そういう数字が出ております。

委員

高いのもありますけれども、安いのもありますので、またご検討材料に。

(2) 議案 1 新規・継続事業評価に係る審議案件

(街路、優良建築物等整備事業)の審査

1) 街路事業の審査

審議番号2 街路事業「(都)園田西武庫線」

会長

ほかに、街路事業の園田西武庫線につきまして、ご質問なりご意見はございませんでしょうか。非常に長いこと時間もかかっておりますし、ようやく目途がついたわけでございますので、県が出しております再評価は継続ということで、継続というより一日も早く完成させたいということで出ているようでございます。県の調書のとおり、継続ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

では、ご意見が特にないようでしたら、これは継続で返事したいと思います。

2) 優良建築物整備事業の審査

審議番号3 優良建築物等整備事業「高司地区」

審議番号7 優良建築物等整備事業「加古川駅南西地区(Cブロック)」

依頼番号3番、宝塚の高司地区の優良建築物等整備事業でございますが、約16億円、継続で出ております。どなたかご質問はございませんでしょうか。特にないようでしたら、これはこの前のときも余り質問が出なかったと記憶しておりますが、完全に民間レベルというところがちょっと気にはなるんですけども、やりかけていますし、継続ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

特にないようでしたら、これにつきましても県の方針を認めることにいたします。

3番目が今説明がございました加古川駅南西地区Cブロックの優良建築物等整備事業でございますが、これもいろいろ質問を受けて、事務局からご返答がありました。特に、委員から出されました、ここはCブロックだけか、少なくとも南だけでA、B、C、Dがいつでき上がるか、目途がついているのかということが確かに気になると思いますが、ほかに追加してご質問あるいはご意見はございませんでしょうか。これは、新規でござ

います。着手したいということでございます。

委員

前に既にお答えがあったかもしれないのですが、今回、改めて大変大きな計画の一部だということを認識させていただいて、その全体の計画については、県とご一緒にされているのか、加古川市が中心にやっておられて、県は余り関与されていないのか、それだけお教えいただけますでしょうか。

事務局

事業そのものの指導につきましては、加古川市が主体でやっております。

委員

県の方は何か特にしているのですか。ああ、進んでいるなということで……。

事務局

補助はしているんですけれども、道路の整備とかいうものについて県はタッチしておりませんので、県の趣旨に沿った再開発事業が行われる限りにおいて、優良で支援していこうということでございます。

事務局

個別の建物をどうするかというところは、具体のまちづくりになりますので、市が主体ではありますけれども、加古川駅周辺の整備の大きな考え方というのは、県としても、あそこは東播磨の中核になる地区で都市機能を集積していく必要があると。それは県の計画でもございますし、同じ考え方で市に取り組んでいただいているということで、県としての地域づくりの基本方針とは整合したものになっております。

委員

今のご説明で整合というのは、全体が何ヵ年かの計画で進んでいて、さっきいつまでかかるのかという質問がちらりと出たんですが、そのうちこれぐらいの整備を何年度にスタートして、ほぼ何年かかってするかということは、県は承知されているというふうにこの会議では理解してよろしいんですか。

事務局

駅前の広い地区全体を何年までに整備をするという、そこまで明確な計画には現在至っておりません。何年に中心市街地の活性化計画に示したあのゾーン全体を仕上げるかというところまでは決まっておりますけれども、あの地域を構想で示したようなまちにしていく基本的な方向性については、県民局も入って意見交換もした上で決めてきて

いることですので、県の計画とも整合していると考えております。

委員

ということは、今回の個別の建物に関して私どもが審査はさせていただくとしても、全体構想については、県民局の方がこのたびの整備の位置づけ、順序とか進展に関して確認されながら進んでいると考えていいんですか。

事務局

そのように考えていただいて結構です。

事務局

若干補足させていただきます。どのエリアでとらえるかということはあるんですが、とりあえず今後の事業の進捗という意味で、見通しを持ってやっているかどうかという観点からお答え申し上げますと、篠原西線に関していうと、CとDにつきましては、平成20年度を目途に北側の部分をちゃんとあけることにしております。Bブロックについては23年度ぐらいを目途に、Aブロックは25年度ということで、単発でCだけ補助するというのではなくて、今回Cを補助するに当たって、こういう見通しはちゃんとつくってほしいと私ども加古川市に申し上げまして、単につまみ食いになっては意味がなくなるものですから、一応北側の部分については今のような見通しで、恐らくその段階で暫定供用はできることになると思います。南についても、これは熟度がもうちょっと下がってしまうんですけれども、一応26年度以降、なるべく早くやるように今考えております。そういう意味では、エリアでいろいろとらえ方があると思うんですが、ここの南西地区に関していえば、そういったインフラ整備の想定のもとにやっているということでございます。

委員

ということであれば、今後の要望として、こういった形の案を出されるときは、そんなに細かくはいいですけれども、全体の中の比較的初期の段階でここを整備、次の段階でここ、ということをご紹介いただくとありがたいなと思います。

それが一点と、別にこれをやめろということではなくて、人口動向なんかを含めて果たしてこういった形の整備がいいのかという問題もあると思いますので、そのあたりを今後、ほかのところでは考えていきたいなということがちょっとあります。細かいことを言い出すと切りがないんですけれども。ありがとうございました。

会長

ほかにご質問なりご意見はございませんでしょうか。では、この南西地区Cブロックにつきまして、着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。できるだけ早く完成してほしいというぐらいの意見をつけてもいいと思うんですけれども、いろいろ事情もあると思います。

それでは、加古川駅南西地区につきましては、県が出しておりますように着手妥当ということで返答したいと思います。

先ほど説明がございましたように、あとの3つの事業につきましては、今日は採択をやめておきたいと思っております。海岸事業、河川事業、道路事業につきましては、担当者がおりません。次に追加説明なりを聞きまして、質問して、審査会として決めたいと思います。

では、2番目の議題であります新しい事業の説明を受けたいと思います。依頼番号5番のほ場整備事業、6番の漁港漁村整備事業の2つにつきまして、それぞれ事務局からご説明を受けたいと思います。

(3) 議案 継続事業評価に係る審議案件

(ほ場整備、漁港漁村整備事業)の説明、質疑

1) 事務局より海岸事業について説明

審議番号5 ほ場整備事業「下内膳地区」

事務局

それでは、まず、ほ場整備事業でございますが、洲本市の下内膳地区で、平成9年度に着手した事業でございます。面積が25.7haで、事業進捗率が既に98%まで来ております。今年度で工事は完了しますけれども、あと確定測量と換地処分が来年度に残るということで再評価の対象となっております。事業進捗が98%まで来ておりまして、今年度で工事完了というところまで進んでおりますので、事務局からの詳細な説明は省かせていただきたいと思っております。

次に、漁港漁村整備事業について、事務局から説明をさせていただきます。

2) 事務局より海岸事業について説明

審議番号 6 漁港漁村整備事業「高島漁港」

会長

どうもありがとうございました。説明を省略しましたほ場整備とあわせて、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

ほ場整備は、埋蔵文化財が途中で見つかって、そのために大分遅れたようでございます。漁港整備が遅れましたのは、第1工区のところにある下水処理施設の反対運動がかなりあったのではないかと記憶しております。もう一つは、2工区と3工区の間造船所との調整が困難であると聞いていますが。

事務局

3ページを見ていただきますと、上の図では、造船所の際まで埋立計画をしておりましたのを、下の図のように、ブルーの斜線分だけ少し引っ込めまして、造船所の機能に支障がないように埋立範囲を変更しております。

会長

地元の合意が得られたのなら結構でございます。1工区の下水処理場は、もう稼働しているわけですか。

事務局

陸地に近い半分につきましては、処理場が完成いたしまして、稼働しております。ただ、残りの計画、沖側につきましては、これから背後の事業とあわせて整備していくということで、まだ着手はしておりません。

委員

参考までに、震災復興土地区画整理事業に計画がひっかかってきて、この前の都計の決定が少しでも変更になると、必ず意見書が出てきまして都計審で審議をしなければいけないので、今度の計画によって何らかの影響があるのかどうか、ちょっと教えてください。私、都計審の方は処理しなければならない立場でございます。

事務局

区画整理事業への影響につきましては、漁港あるいは高潮の事業で区画整理の事業が変わるということはありません。

委員

こういう事業で前に港湾環境整備事業というのがあったと思いますが、今はなくなっているのか、そのあたりを教えていただきたいのと、今回のような事業は地域水産物供給基盤整備事業という補助事業なのか。今後、港湾は非常に大事なところでしょうし、歴史的な漁港の問題が今までも何度かこの審査会に出てきておりますが、こういう整備によって環境が全体的に景観を含めて変わってくる、整備されていくと思います。ですから、そういう総合的な事業として、もう少し付加的な事業ですね、防災に関しての漁港整備は国の予算が大きいついていないのではないかと思います、そういうものを取り込みながら全体的な整備が今後できないのか、そのあたりをコメントいただきたいと思えます。

それと、5ページのB/Cのところ、生産面とか労働面での評価が上げられています。これは水産庁の方に言わないといけないことなんでしょうけれども、こういう漁港の整備による環境面での景観を含めた効果というのはどのようにB/Cの中に入れておられるのか、そのあたりを教えていただきたいと思えます。今回はかなり高いB/Cですから、そういうところはあまり影響しないかと思えますけれども、例えばほ場整備事業にしても、生産面を中心とした便益の評価がされております。実際には、こういう事業によって地域が維持されて、景観面でも改善されて、また国土の保全効果とかがあって、そういうことがどの程度便益評価に生かされていくのか、そのあたりを教えていただきたいと思えます。

事務局

まず、B/Cの話についてお答えさせていただきます。水産庁のマニュアルには、いろんな評価の項目が上げてございまして、委員おっしゃるように生活環境に対する改善効果とか、そういう項目はあるわけでございます。例えば、財産保全とか、緊急時、災害時の防護効果とか、そういう評価もあるわけでございますが、漁港整備につきましては、その項目については、便益を計上しないとされております。ここに上げましたような、水産物に対するコスト軽減効果、あるいは漁業就労者の労働環境効果に該当するものだけ便益として上げなさいとガイドラインに定めておりますので、今、委員のおっしゃったものは便益に計算しておりません。

それから、これは地域水産物供給基盤整備事業というのを上げておりまして、わかりにくくて申しわけございませんが、国における事業名は事業の規模とか漁港の種類で違

うということでございます。もう少し事業規模の大きい、あるいは漁港の規模が大きい漁港整備の場合、例えば広域漁港整備事業というタイトルになりまして、単純に言いますと、計画全体の事業費が相当大きいものを対象にしております。この富島漁港は、中規模の事業でございますので、地域水産物供給基盤整備事業、いわゆるメニューの名前だけでございまして、やっている中身は、防波堤整備とか、あるいは埋め立てが該当するわけです。さらに、もう少し規模の小さい漁港ですと、同じような中身ですけれども、機能高度化事業という事業になるということでございます。委員がおっしゃったような高潮などの防災面は、例えば浸水に対する高潮事業とか、別事業で新たに考えてございます。富島の整備につきましては、高潮事業は別途行いますけれども、もっと大きな意味での、防災とか津波対策とは別な検討が必要かと思っております。

委員

漁港環境整備事業は、現在どうなっているんですか。

事務局

漁港環境整備事業は、当然事業メニューとしてございます。ほかの港でも緑地整備をやっているんですけれども、富島につきましては、たまたま横の下水道事業で相当緑地面積を確保しており、それで防災機能も持たせるということで、隣接する漁港の方でそこまで持たなくても下水の方で十分持っていたいただけるので、今回、大規模な緑地整備は入れておりません。ただ、漁港においても環境整備の事業はございますので、必要であれば緑地整備なりの環境整備はできるということでございます。

会長

案件番号1番の津居山港は海岸環境整備事業になっています。どれがどれやら、説明を聞いてもよくわからない。

事務局

ほ場整備の場合を説明しますと、環境を含めた効果につきまして、ほ場 - 4 ページの一番下のところを見ていただきたいのですが、水辺環境整備便益ということで、ここでは便益額を100万円とさせていただいています。これは、環境配慮に伴います施設のかかり増し経費を施設の耐用年数で除して算定するという形で、環境配慮水路をこの場合は500m区間で整備しておりますので、それにかかったものとしてこういう便益を上げさせていただいております。

委員

それだけではない効果を今後は考えていかないといけないのではないかと思います。

委員

再評価時点でタッチしていなかったのでもわかりませんが、再評価時点と1工区の埋立面積は変わってないんですね。

事務局

再評価時点では、規模の大きい埋立面積で評価しております。

委員

再評価時点から面積が減ったのは、ここで初めて我々が審議していることになるわけですか。

事務局

そういうことでございます。

委員

そのこと自体が審査の対象にはなるわけですか。事業費を縮小しますということも、今回の審査の対象になっているわけですね。もう一つは旅客船の接岸施設をつくらなくていいということと、この2つになるわけですね、7億円減ったというのは。

事務局

そういうことです。基本的に、漁業施設につきましては、例えば埋め立てに必要な規模とか、物揚げ場の延長はほとんど変わっておりません。結果的に、旅客船のために施設をつくる、あるいは背後に旅客ターミナルの用地をつくるという部分が丸々今回減ってしまいましたので、その分、少し事業費が下がってしまった。ただ、ノリ養殖とかのために用地をつくる、あるいは港内の旅客船と漁船の整理をするという目的は、船が変わった関係で整理も十分つくだらう、あるいは施設についても従来の面積が確保できるだらうということで、当初の目的は変わっていないと思っております。

委員

事業費の比較表をつくってもらおうと、7億円がどこどこで減ったかというのがよくわかるんだけど。それと、新しい防潮堤、これは別の事業になるわけですね。

事務局

別の事業です。

委員

防潮堤の事業が出てきて、その防潮堤というのは2工区と3工区にかかってくるわけですね。

事務局

その背後になります。

委員

背後にかかってくるわけですか。それで年数が延びると、こういうことになるわけですね。

事務局

そういうことです。

委員

下水道の事業は今、うまく進んでいるんですか。

事務局

下水道の事業は私どもの所管ではございませんけれども、既に背後地の第1期の計画につきましては、平成17年3月に処理場がオープンしております。図面を見ていただきますと、下半分は建物が見えておりますが、そこは稼働しております。処理規模とか面積はもう少し大きいんですが、第1期の計画としましては、17年3月に供用しております。残りの部分につきましては、下水道の方からは、平成24年度末ごろの供用を目指すと聞いていますが、これは定かではございません。

委員

いずれにしても、事業内容のどういう部分を変えるかというのを整理して出してもらえばいいんじゃないでしょうか。言葉の上ではよくわかりませんから。大体のことはわかりましたが。

会長

漁港漁村 - 3の図だけで、説明がないんです。次の機会にでも、例えば1工区で面積がどれくらい減ったのか、費用がどれくらい浮いたのか、7億円の内訳というのをお願いします。

事務局

次回、まとめまして、資料をご用意させていただきます。

会長

下水道は、完成しても、淡路市だったら全部動かないのと違いますか。それだけの人数がない。それは別の話ですが。

ほかにございませんか。 特にないようでしたら、ほ場整備を含めまして、ご質問をここで打ち切りたいと思います。

なお、また思いつかれましたら、事務局へファクスでもメールでも、こういうものを用意してほしいということを入れてもらうようにしたいと思います。今日残りましたものの審査は次の機会にやりたいと思います。

それでは、10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

会長

それでは、再開したいと思います。

3番目の議題、事後評価案件の報告につきまして、事務局からよろしくお願いします。

(4) 議案 - 3 事後評価案件(街路、公園事業)の報告

事務局

事後評価につきまして、2件ご説明をさせていただきます。事後評価に関しましては、この審査会におきましてもこれまでその必要性を指摘いただいております。昨年度はダム事業と砂防事業、海岸事業の3件を代表事例として報告をさせていただきました。今年度は、街路事業の尼崎港川西線外3線、公園事業の一庫公園、この2件を代表事例として報告をさせていただきます。本審査会でいただいた意見は、今後の同種事業の調査、計画のあり方、評価手法の改善などに役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

1) 事務局より街路事業について報告

- ・報告番号1 街路事業「尼崎港川西線外3線」

会長

どうもありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

委員

先ほど出ていた話でもあるんですが、いわゆる公共事業の種目の下にさらにもう少し細分化された事業名があって、その事業名の公共事業と他の事業とがなかなか連携しにくいところが問題としてあるのだろうとは思いますが。しかし、今ずっと映ったところ辺はバスで走ったりすることがあって、確かに広くなって美しくはなっていると思いますけれども、例えばマンションや大きな事業所が沿線上に建っておりまして、マンションにしても、事業所にしても、それこそ「優良建築」というには非常に遠いようなものがばらばらの様式で建っているわけですね。そういうものを、例えば3市で共同して、これぐらいの高さのものをきれいに並べて建てるようにしようとか、そういう話し合いがあってもいいのではないかなと思います。

それと同時に、事業所などの広告塔が非常に醜いんですね。せっかくこれだけ美しい道をつくったのであれば、建物も美しいものをつくらなければ、それこそ産業だけではなくて文化も運ぶような道としては非常に貧しいと思うんです。各市では、条例までは無いかもしれませんが、景観についての検討委員会があると思いますので、もう少し景観にも配慮して道路を考えるのも21世紀の社会では当然じゃないかということ、ひしひしと日常の生活をしながら思っています。そんなことをこれからの参考にさせていただけたらと。

今、ビデオの中では美しいところが映りましたけれども、本当に50年代のアメリカの郊外を走っているような、中古車を並べてひらひらとピンクの旗がなびいているような、そういう風景が続くところもあるんですね。本当に走っていてうんざりして、まち全体の美しい景観と共に道を考えていただきたい。

それから、歩道は確かに広がっているところもありますし、そんなに広がらないところもありますが、伊丹市というのは特に自転車が多いように思いますので、やはり自転車と歩行者の衝突事故はかなりあるようです。日本の国土自身が狭いからぜいたくは言えないですけども、例えばヨーロッパですと、きちんと自転車の道がとられています。ここにはそれがないので、そういうところを次の段階として考えられたらと思いました。

委員

今、委員がおっしゃったことに私も同感ですので、同じ趣旨のことと、プラスもう一

つご質問させていただこうと思います。

まさに委員がおっしゃったように、今回、事後評価調書をお出しになっている部課室が街路課ですので、私もかねてから道路と街路の違いなんかをよく考えていたんですが、街路という以上は、やっぱり景観という要素があってしかるべきだと思います。幸い、日本のキャッチフレーズも美しい日本で、その日本よりも早く美しい兵庫と、兵庫県は国よりも先にやっていたわけですので、キャッチフレーズだけでなく実質もということで、ぜひ景観の視点を盛り込んでいただきたいと思います。

もう少し具体的に言いますと、建物の高さ、それから広告等も含めて、若干のガイドラインを、公共事業で出すかどうかは別ですけれども、つくっていったいい時期に来ているのではないかと。まだ日本は、私は個人的には20世紀的感性だなと思うんですが、高ければいい、大きければいいという思いで物がつくられてくる部分があるようです。もうオーケーが出てしまったものですが、先ほどの加古川のでも、あのような構想の住宅が果たして人口と地域とのバランスで必要かということです。とにかく狭いところに高いものを建てる方が効率がいいことはいいですが、建ってしまった後、その建物に住み続ける人間のことを考えるのであれば、そしてその住み続ける人間に対して公的なサービスを提供するのが自治体である以上、少しそのあたりまで踏み込んで、高さも、それから住みやすいまちも含めて、道路の話であっても、追加して今後考えていただける何か基準をつくっていただけるといいなと、私も委員のご意見に賛成して思いました。

今回の調書に関して質問させていただきたいのは、街路 - 5 ページで、沿線環境の向上、大気汚染物質の減少のところ。今回の全て、最初のビデオテープも含めて、拝見していたらすごくいいことばかりなんですが、このデータの出どころが、例えば沿線環境の向上であれば、どの地点のどのようなデータかも全く書かれていないんですね。この沿線全部の平均値と考えたらいいのか、あるいは特定ポイントでの数値なのか。さらに、これは年が書かれているんでしょうかね。いつのデータかが私にはわかりにくいので、どこかに書いてあるのだったら教えていただきたいと思います。

それから、いいところは見なきゃいけないと思うんですが、ただ、こういう審査の際には、数値を出せと言ったり、数値ばかり言うとか、両方のことを言って矛盾した主張なのはよくわかるんですが、例えば快適な歩行空間の創出というのは、全線において電線類の地中化が完全に達成されたのか、あるいは特定ポイント、特定の部分な

のかもやはりご提示いただかないと、評価する際には何とも言いがたいわけですね。

逆に4ページの方では、ちゃんと年を追って交通量と旅行速度の変位が数値に上がっておりますので、この道路がつくられたことによって達成された事柄がよくわかるわけです。しかしながら、5ページのデータになると、どう考えていいのかわからない部分があります。特に、環境の問題については、こうやって大気汚染物質の減少をお出しになるのであれば、きちんと何年から何年にこのような変化があって、しかも測定ポイントがどこであるかということについてご紹介をいただかないと、せっかく付けたものの意味がよくわからなくなりますので、この点、ご紹介をお願いします。

事務局

確かに大気汚染物質の減少につきましては、何も明示しておりません。実は、1カ所でございますが、それも最終拡幅工区であります伊丹市の南本町工区でございますが、これは平成11年時点での、いわゆる事業着手前の数値でございます。その1カ所での計算値でございます。

電線類の地中化につきましては、街路-5の下に書いておりますように、あるいは街路-1にも書いておりますように、尼崎伊丹線のつかしん付近、あるいは阪急伊丹駅付近、阪急川西能勢口駅付近のいわゆる駅付近を中心にやっております。

委員

そうだろうと思う部分もあったのと、結局、確かに一つのことだけを紹介するのは、いいこともあるんですけども、逆にやぶ蛇になってしまいますので、このあたりのことはきちんと、大気汚染物質の減少とまではちょっと言い過ぎだなと思うわけです。ほかの要素もいっぱい入りますし、特定ポイントによっても違うし、一番矛盾するなと思ったのは、交通量が増えているのに、物質がここまで減ったということを使うのは問題じゃないかなという思いがあって、実は申し上げた次第です。仮にそういうことをおっしゃるのであれば、特定ポイントで従来課題となり大変問題だった点において、という限定をつけられれば、この項目を立てられるのも意味があると思いますし、事業効果を認めるための資料提出になるかと思っておりますので、そのあたりのところは今後お出しになるときに考慮された方がよいのではないかと思います。

会長

ついでに申し上げますと、CO²削減量、甲子園球場の99個分というのは、何を言っているのかわからない。面積が球場の99個分ならわかるんですが、CO²削減量が球場

の99個分というのは私は理解できないんです。それは細かいことで、しり馬に乗って言っただけです。

委員

先ほど、委員からおしかりを受けたような感じがしています。実は、私は尼崎市の都市美審議会のメンバーで、かつて伊丹市の都市景観審議会のメンバーで、今は川西市の都市景観審議会、尼崎市と川西市は会長をしております。ただ、残念ながら、伊丹市に関しては、確かこういうところの建築については一々チェックができるシステムになっていたようですけれども、尼崎市と川西市は、これまで一切、景観審議会、都市美審議会にかかったことはありません。これからは、景観法もできましたので、こういう道路は、昔は速く行くことが主眼だったと思うんですけれども、やはり気持ちよく通行するような空間をつくるという方向へ変えていかなければいけない。都市美審議会なり都市景観審議会も、こういうものをかけるような方向でこれからは考えていくべきなのかなと思います。

これまでは仕方がなかったと思います。これからは、私は余り好きじゃないですけれども、「美しい国、日本」なんていうことを今ごろになって言い出していますし、都市計画の道路というのは快い都市をつくることを主眼に、これからはいろいろ考えていていただきたいと思います。しかられたついでに、言い訳でございます。

委員

さっき、総事業費 2,000億円ぐらいと言われたような気がしますが、ここでは 1,000億円となっているんです。勉強のために、ここは 1,000億円でいいんですか。

事務局

いわゆるかかったお金という意味では 1,000億円でございます。

委員

2,000億円というのは。

事務局

現在価格に割り戻し計算をした結果、そういった意味での 2,000億円でございます。

委員

かかったお金は 1,000億円ということですね。それには地中化の費用は入っているわけですか。

事務局

入っております。

委員

それと、先ほどの話ですが、勉強のために、沿線という概念がありますね、これはどの程度の間隔なんですか。道路から何mとか、そういうことにはなっているわけですか。

事務局

いわゆる道路面に接するところを基本的には拾っております。あるいは、大規模店舗につきましては、アクセスしている、その横でつながっている道路に立地している店舗も拾っております。

委員

これはちゃんとした定義みたいなものがあるんですか。

事務局

今回は、定義をつけて上げておりません。

委員

こちらで任意に考えてやっているということですね。

事務局

そうです。

委員

マンションを建てる場合に、何%ぐらいを緑にというのは県では決まっているんでしょうか。

事務局

緑地率を決めているのは2つありまして、一つは環境部局がやっている環境条例というものがございまして、これは全県的な適用になっています。特に市街化区域は、都市緑化ということで、これは私どものまちづくり局が所管をしておりまして、マンション、事業所、例えば大規模店舗とかオフィスを建てる時に、規模によって違って正確なものは今日持っていないのですが、空地面積ですね、敷地のうち建物を建てた残りの面積に対して50%の率を掛けております。場合によって、特に商業地域など、最近、都心でマンションが建つケースが目立っていますので、50ではきついということが一方でありまして、屋上緑化とか壁面緑化とか、そういったものもカウントしていいことにしておりますが、一応50%と。その50%の数字は、この前の10月から施行されたばかりでござ

いますが、建築確認が10月以降のものについてはそういう緑化計画で建てるということになっております。

委員

残りの面積の50%ということは、全体からいったらどれぐらいになるんでしょうか。

事務局

建ぺい率がきいてくるんですが、例えば建ぺい率が60であれば、敷地の20%ぐらいが緑地になるはずです。

委員

それはマンションの場合もですか。

事務局

マンションの場合もそうです。ただ、繰り返しになりますけれども、最近、都心にかなり建っているので、とてもとれないという現実もありまして、屋上とか壁面もカウントするという形で運用をしたいと思っております。

委員

それで、先ほどちょっと申し忘れたんですが、街路樹が、無理なのだろうと思いますけれども、必ずしも全域ありません。街路樹のあるきれいなところもありますが、今後の整備を期待したいと思います。歩道もぎりぎりのところにマンションが建っていている。先ほどその背後の地域に対してマンションが何か防波堤になるというようなお話があったんですが、そうしたらマンション住民は排気ガスを吸ってどんな目に遭ってるんだという印象も持ってしまうと、マンションを建てる場合には、歩道から1 mぐらい背後にずらして、そこに植樹するとか、そうするとかなり道の感じも違ってくるのではないかと思います。

伊丹市もかなりマンションが建っているので、伊丹市にお聞きしましたら、マンションは緑地が4%だけでいいと。余りにも敷地すれすれに建っているのが多いので、そういうのもこれから一つの何か目安を、都心だから特に商業地などは規準いっぱい建てていいんだみたいになっていきますけれども、商業地といえども、人間が住んでいるんですから、その辺も考えていただけたらと思っております。

委員

建築協定で壁面後退みたいなものができればいいんでしょうけれども、これだけ長いところがずっと連担できるかどうかは難しいとしても、ある区域区域で区切って、これ

からはやれるかもしれませんがね。

会長

他にもあるかと思いますが、現地視察のときにこの道路を通りますので、そのときにまたご質問をいただけたらと思います。

時間の関係もあります。次に、公園事業、一庫公園につきましてご説明をお願いいたします。

2) 事務局より公園事業について報告

・報告番号2 公園事業「一庫公園」

会長

どなたかご意見、ご質問、どういうことでも結構でございます。

委員

大変興味深い、すばらしい事例を見せていただいたと思ったんですが、住民の方が随分かわっておられるということで、そういう方はどの範囲の地域から来られているか、もしおわかりであれば。調書の公-7のところに位置図がありますね。勝手に推測すれば、例えば周辺の住宅地区からおいでになるのか、もっと公園地区の周辺にお住まいの地の方なのかということとか、あと、世代とか年代とか性別のデータがもしあれば、それから地域団体みたいなものがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

事務局

まず、活躍されているコアのメンバーにつきましては、この公園に隣接しております川西市、猪名川町、それから県を越えるんですが大阪府豊能町の方がほとんどでございます。

世代ですが、これは委員の方の世代でしょうか、それとも来園者の状況でございましょうか。

委員

来園者というよりも、例えばひとくらクラブなりの。

事務局

ひとくらクラブは、コアメンバーはいずれも60歳を超えておりますが、うれしいことに小学生、中学生を含めまして、若い世代ももちろん加わっております。

委員

何名ぐらいのクラブなのですか、構成メンバー。大まかなもので結構ですよ。

事務局

正確なことは、宿題とさせていただきます。申しわけございません。

会長

次の機会に結構でございます。

委員

それと関連して、運営委員会みたいなもの、このセンターのところですね、こういったNPO的な組織と行政の立場の方とが連携されているような組織があれば、それもご紹介ください。

事務局

ひとくくクラブ自身、まだNPOになっておりませんが、ここの運営協議会のメンバーは、学識経験者は1名、人博の先生が加わっておられます。あとの構成員は、実際に公園で活動されているメンバーの代表者から構成されています。

委員

これは、県の方で継続して管理をされるのか、国の補助は環境省ですか。それと、先ほどのボランティアの方が、環境教育にだれかを雇われているのか、そのあたりの費用等、今後どういう形で補助されるのか。

それから、非常に総合的に評価をしていただいておりますが、事後評価のあり方としてはよく理解できるんですが、評価の方式として私なんかはわかりやすいのは、事業計画の中でいろいろな予測値がございましたが、それが現在どうなっているのか、そういうデータをまず示していただく。思うようにはなかなかいかない面が多々あるかと思うんですが、そういうものを参考にして今後の新しい事業の計画に結びつけるためには、その問題点とかも整理していただくなり、あるいは予想しない事業とか事業効果があったという形で今回のように総合的に効果を宣伝していただくなり、そういう評価をしていただいたらいいと思います。最初の計画と、それがどういう結果であったのかという、そういうデータをまず示していただくと、非常にわかりやすいと思います。

会長

第1点の管理は、県ですか。

事務局

引き続き兵庫県で管理をしてまいります。

会長

県のどの部局ですか。

事務局

県土整備部まちづくり局でございます。

それから、環境省は、どちらかといいますと、口は出すけれどもお金は出さない、メディアに載せるけれどもお金は全然出さないというところでございますが、我々は余りお金の面では期待しておりませんが、指定されたことで住民のモチベーションが非常に高まったという効果もございますので、そういう面は大きかったなと考えております。

それから、利用予測でございますが、ちょっとうっかりしておりまして、申しわけございません。B / Cをまず申し上げますと、10年度の評価のときには、公園の算定方法はまだ確立しておりませんで、B / Cという形での費用対効果は出しておりませんでした。それがなかったものですから、今回、利用実態調査をした上でB / Cを出してみようということで、新たに算定したところでございます。

入り込み客数といいますか、利用予測でございますが、当初、30万人と想定していました。ただし、これには大規模な駐車場があるという前提でございます。400台程度の駐車場があるということを一応構想していたのですが、環境問題等さまざまな問題がございました。10年以上前なんですけれども、当時、立体駐車場化をしないと台数を確保できないという大きな問題がございまして、事業費も、立体駐車場の場合、大体1台当たり約500万円かかりますので、20億円程度かかってしまう。これを実際に開園前にやるか否かという議論等もございましたし、あるいは周辺の方々からとにかく駐車場はできるだけ少なくしてほしいという非常に強い意見等もございましたので、現在のように150台という非常に小規模な駐車場になりました。そうしますと、どうしても土・日になりますといっぱいになってしまいまして、現在のおよそ16万人というのが妥当な線かなと。そこで、今の取り組みは、平日にどれだけ利用者をふやせるかということで、先ほど学校への売り込みという形でご説明させていただいたのですが、遠足等でお客様を獲得するためにコーディネーターたちがプログラム開発をしているところでございます。

コーディネーターにつきましては、もともと開園時から1名いました。ところが、大

きな公園が開園したことで、なかなか適材がいなくて、2年ぐらい空白の期間がございまして、今年から復活いたしました。あとは、アルバイトを1名つけているような状況でございます。もともと開園時から、一応コーディネーターという形で配置はしてございました。

委員

管理は県がされるということですが、そのメンテの費用は、どんなものにどのぐらい、これからかかっていくのでしょうか。

それから、ここは、収入というか、利用者があれば何らかの形での収益性というものがあるのでしょうか。

事務局

収入から先に言いますと、駐車場から、ワークショップルームから、すべて無料でございますので、収入は基本的にございません。

年間の維持管理費ですが、平成17年度の監査資料を見ますと、人件費等すべてを含めて5,700万円でございます。

会長

物件費と人件費と区分できますか。

事務局

それはなかなか難しゅうございます。申しわけございません。

会長

専任の職員の方は何人いらっしゃいますか。

事務局

管理体制から申し上げますと、非常勤の所長が1名で、常勤の課長がいます。それから、コーディネーターの常勤が1名で、アルバイトが1名、あと電話番として1名でございます。

会長

この人件費は県が持っているわけですか。

事務局

はい、そうです。

会長

私も同じような仕事をしておりましたので、非常に気になる。もう少し詳しい資料を

欲しいことは欲しい。改めてゆっくり聞かせていただきます。

委員

今、駐車場の話が出ましたので。先ほどお配りくださいました「ひとくら通信」というのを拝見すると、公共交通機関ご利用のお願いというところがあります。私は余り車を利用しないので、ついこういうところに目が行くんですが、これを見ますと、所要時間が書かれていないんですね。おりてからの徒歩15分は書かれているんですが、能勢電鉄山下駅から長原の所要時間がどれぐらいかかるのかということを知りたい。バスが1時間に1本あるようなので、物すごく不便ではなさそうで、まあまあということですが、所要時間を教えていただきたいのと、今後、来園者増加のためには公共交通機関の一層の充実をとということがありますが、そのあたりのところはどうか、ちょっと教えていただけますか。

事務局

まず、山下駅から長原まで、スムーズに行きますと20分程度かかります。徒歩は、結構近そうに書いているんですけども、言いにくいんですが、山の上へ上がらなくてはいけないものですから、実際30分ぐらいかかるのかなと思っています。15分というのは、かなりサバを読んでいるんじゃないかというふうに思ってます。実際は30分ぐらいかかります。

バスの増便については、ご指摘のように開園時からの大きな課題でございました。駐車場を減らすのであれば、当然公共交通機関をとということがありますが、山下駅でバス停のキャパシティとかいろんな問題がございまして、なかなか増便に至らなかった。それから、今は西側の173号線の方に向かうバスですけども、開園当初は逆に、デマンドバスで、ダムの管理事務所を通過して、堤体を通過して、りんどう橋へという東側への近くまで行くバスがあったんですが、これは利用が悪いということで廃止されてしまいました。バスを増便するとなると、それもこの公園が目的であるとなると、県が相当分の負担を求められるということございまして、なかなか実現が難しいところでございます。

委員

ありがとうございます。委員が最初にB/Cの資料請求をしてくださったら、実はなかったということで、お尋ねしているうちに駐車場の件も出てきたんですが、一番大事なものは、公園であれば、時代が時代ですから、公共交通機関の整備は同時並行で考慮さ

れてしかるべきだと思います。従来のバス路線の拡大とか利用というのではなく、逆に新しいコンセプトで、コミュニティバスみたいなものは難しいかもしれないんですけども、マイクロバスタイプのものをするとか。もちろん予算のあるなしの問題があるかもしれませんが、今回、事後評価でこういう問題が出てきたということは、逆に今後、公園整備の際に、ただこのあたりの場所がいいからつくるというだけではなく、アクセスの問題をぜひ考えていただきたいし、今回の事後評価のところに交通アクセスを公園の場合は絶対に入れていただきたいと思うんですね、必ず。

というのは、利用者があって公園が成り立つわけで、利用者が来なければ公園として成立していかないわけですのでね。そういう意味では、おっしゃるようにまとめて自然学習の人に来ていただくのもいいかもしれないんですが、無料の施設ではあっても、営業活動という変ですが、やっぱり中高年の方が平日に来てくださるような何かを考えていかないといけない。来園者の数がどうやら予測の半分で、今、頭打ちということは、これから飛躍的に伸びることも想像しにくいので、公園事業というものの課題みたいなものを今回の事後評価で学ばせていただくことができているなというのを痛感しました。

会長

ご意見は今後の運営の参考にさせていただきたいと思います。

先ほどの街路のときも出ましたように、いいことばかり並べているという面がやはり事後評価では出てまいりますが、先ほども言いましたようにこういうことに関係していた者として具体的に申し上げますと、例えばマムシ、スズメバチ、こういうものによる事故はあるんですか、ないんですか。あるいは、子供たちが遊んでいて、ひっくり返ってひざをすりむいたとか、その辺の対策はどのようにされているのか、もしありましたら、お教えいただきたいと思います。

事務局

今のところ、スズメバチは聞いておりませんが、クヌギ林なので、間違いなく蜜をとりに来ます。この実態はどうなのか、私どもの方にデータがないので、定かではないのですが、コーディネーター等と協力して、例えばあれが警戒音を出したエリアには絶対入るなどが、そういうことを警鐘していきたいと思います。それから、マムシは、モリアオガエルはいるんですけども、どちらかというと湿地生のカエルがいまないので、今のところ余り聞いておりません。ただ、シカが多いので、もしかしたらこれからヤマビルとか、そういう危険性もあると思います。ですから、我々、情報収集

に努めまして、子供さんに影響のないような形で実践していきたいと思います。

委員

カブトムシなんかは取れないんですか。

事務局

取れます。

委員

それをPRすればいいのではないですか。

事務局

あまり言うてはいけないんですが、ここはカブトムシよりオオクワガタの産地なんです。でも、言うて密猟がすごいものですから。

会長

ほかにご意見はございませんでしょうか。 それでは、これで事後報告を受けたことにしたいと思います。 どうもありがとうございました。

本日の案件はすべて終了いたしました。

3 閉 会